

神戸市放課後児童健全育成事業整備助成要綱

【趣 旨】

第1条 この要綱は、「神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施するため、新たな施設の整備や既存施設の改修、必要な設備の整備等を行うことにより、事業の設置促進等を図るものである。

なお、助成費の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

【助成の対象】

第2条 助成費の対象は、放課後児童健全育成事業助成要綱に定める助成の対象の要件を満たし、市長が選定した事業の代表者（以下「申請者」という。）とする。

【助成費の交付基準】

第3条 12,000,000円（改修を伴わない整備の場合は1,000,000円）と実際にかかった対象経費を比較して少ない方の4分の3を助成限度額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、助成費に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【助成費の使途】

第4条 子ども・子育て支援交付金交付要綱における既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料（開所前月分））、設備の更新又は防災対策の実施に必要な設備の整備及び備品の購入を行う事業、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱における創設及び改築、拡張、大規模修繕を行う事業に対して放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる経費の助成を行う。

ただし、子ども・子育て支援整備交付金交付要綱における創設及び改築、拡張、大規模修繕を行う事業については社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人及びその他児童福祉法第34条の8第2項に基づき事業を実施する市町村が認めた法人が設置する放課後児童クラブの整備に対してのみ行う。

【助成費の対象外】

第5条 助成費は、次に掲げる費用については助成費の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路などの外構整備に要する費用
- (4) その他整備費として適当と認められない費用

【申 請】

第6条 申請者は、神戸市放課後児童健全育成事業整備助成費交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

【決 定】

第7条 市長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、これを審査のうえ、助成の適否を決定す

る。

- 2 前項の規定により、助成を適当と認めた者に対しては、予算の範囲内で交付額を決定する。
- 3 適否については、その決定後すみやかに申請者に対し、神戸市放課後児童健全育成事業整備助成費交付承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 4 第2項の交付決定には、次に掲げる条件を付する。
 - (1) 助成事業の内容を変更し、又は助成事業に要する予算を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (5) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (6) この助成金に係る対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

【請 求】

第8条 前条に基づき、神戸市放課後児童健全育成事業整備助成費交付承認決定通知を受けた申請者は、神戸市放課後児童健全育成事業整備助成費交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

【助成費の交付の時期及び方法】

第9条 前条の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助事業者等に支払うものとする。
2 助成費は概算払いとし、当該事業終了後に精算するものとする。

【実績報告】

第10条 助成費の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は当該事業終了後、速やかに、神戸市放課後児童健全育成事業整備助成費実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
2 受給者は、その助成費に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、5年間保管しておかななければならない。

【助成金額の確定】

第11条 市長は、前条第1項の報告を受け、補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者等に通知するものとする。
(1) 助成金額等確定通知書（様式第5号）
(2) その他市長が必要と認める書類

【調 査】

第12条 市長は、受給者に対して助成費の執行状況について報告を求め、又は帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

【取り消し及び返還】

第13条 市長は、受給者が次の各号の一に該当する場合には、助成費の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成費の全部又は一部の返還を命ずることができる。
(1) 助成の要件を満たさないとき。

(2) 虚偽その他の不正な手段により助成費の交付を受けたとき。

【法令との関係】

第14条 事業を実施するにあたっては、児童福祉法、条例等関係法令の規定に従わなければならない。

2 前項のうち児童福祉法により届出等が必要なものは、神戸市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱に基づいて行わなければならない。

【施行の細目】

第15条 この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。